ケース別 利用手続きの流れと画面操作の説明ポイント

ここでは、でんさいの利用ケースごとに、手続きの流れと画面操作の説明法を解説します。

木内清章　産業能率大学講師

ケース1 でんさいの利用申請をする場合

こでは、お客様がでんさいの利用申込みをする場合の手続きの流れと留意点について見ていきます。

でんさいは手形や買掛金などの資金決済に係るシステムですから、利用するお客様は従前から自行庫で手形割引を行っている法人・個人事業主などが主になります。

でんさいの利用にあたっては、利用ニーズを確認したうえで、必要書類を提出してもらいます。主な必要書類は、「でんさいサービス利用申込書」（サンプル1）のほか、法人であれば登記事項証明書や印鑑登録証明書等、個人事業主であれば運転免許証など本人確認書類や印鑑登録証明書等です。金融機関によっては、インターネットバンキングへの登録や当座預金口座の開設を利用条件とする場合もありますので、自行庫の利用条件について事前に確認しておきましょう。

サービス開始日までの所要日数を確認する

でんさいサービス利用申込書は記載内容に不備がないか確認したうえで本部に提出します。記載内容を確認する際の留意点は、以下の4点になります。

①申込人欄と決済口座情報欄の印鑑の区別

申込人欄には実印を、決済口座情報欄には取引に用いる銀行届出印を押印してもらいます。取り違えがないか確認しましょう。

②利用開始希望日

利用申込みから実際の利用開始までには、所定の日数が必要になります。このため、本部に所要日数を確認して、申込人に伝えましょう。そのうえで、利用開始希望日を指定してもらいます。

③利用申込みの種類

初めてでんさいの利用を申し込む場合は「新規利用申込み」になりますが、すでに「債権者のみ」（受取り専用）の利用をしていたお客様が「債務者」（支払い側）としても利用する場合には、「追加利用申込み」となります。例えば親会社等からの要請で、とりあえず「債権者のみ」として利用を開始した法人が、その後「債務者」としての利用も行おうとする場合などは、追加利用申込みが必要です。

④ログインIDの管理方法

申込時にはログインIDの登録も必要となりますが、多くの金融機関ではインターネットバンキングとIDの共有化がなされています。

しかし、IDが共有化されていると、インターネットバンキングのIDを知っている社員はだれでもでんさいネットにアクセスできてしまうため、セキュリティの観点から不安だという申込人もいるでしょう。その場合、電子証明書を発行して、社内で特定のパソコンのみに利用権限を持たせることもできます。申込時にはIDの管理方法についての希望も確認しておくとよいでしょう。

申込みの内容は本部でも確認します。審査を実施し特段問題がなければ、書類をでんさいネットに送付。でんさいネットでの登録を経て、でんさいネットから利用者番号が通知され、その番号は金融機関を通じて申込人に通知され、利用開始に至る流れです。

通知情報の詳細の確認方法を説明する

ここからは、お客様がでんさいサービスを利用する際に初めに目にするトップ画面（サンプル2）の機能について見ていきます。

トップ画面の一番上には、業務メニューが表示されています。㋐

●でんさいの利用申込手続きの基本的な流れ

①営業店においてでんさいの利用についてのニーズを確認

▼

②でんさいサービス利用申込書などの必要書類を提出してもらう

▼

③営業店と本部で申込内容を確認したうえで、審査を実施。特段問題がなければ書類は本部を通じてでんさいネットに送付される

▼

④でんさいネットによる利用登録の実施

▼

⑤利用登録後、でんさいネットが本部に利用者番号を通知

▼

⑥本部から申込人に利用者番号が通知され、サービスの利用開始となる

サンプル1　でんさいサービス利用申込書

でんさいサービス利用申込書（兼 預金口座振替依頼書）

西暦 2018年 7月 20日

株式会社全銀電子債権ネットワーク御中
○○銀行　御中

（申込人）
登記簿上の住所
〒○○○－○○○○
○○県○○市○○

（フリガナ）　○○○

法人名／屋号　株式会社○○

（フリガナ）　カブシキガイシャ○○

代表者名／個人事業主　近代　太郎　㊞

申込人は、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および業務規程細則、当行の定める「でんさいサービス利用規定」を了承のうえ、次のとおり申し込みます。
また、申込人は、当行が申込人に係る利用契約を解除した場合には、株式会社全銀電子債権ネットワークと申込人間の利用契約も解除されることについて、了承いたします。

■利用開始希望日

西暦　2018年　8月　6日

注：申込日から利用開始希望日までには所定の日数が必要です。ご希望に添えない場合には、当行にて利用開始日（適用開始日）を定めます。

■利用申込種類

利用申込種類	☑ 新規利用申込	□ 追加利用申込（申込人情報の利用者番号を必ずご記入ください）

■申込人情報

利用者番号（注）				
記録する住所 ※登録簿上住所と同じ場合は不要	〒			
ご連絡先 ※本サービスの管理責任者	部署名	経理部	（フリガナ） ご担当者名	キンダイハナコ 近代　花子
電話番号	通常時	○○－○○○－○○○○	緊急時	○○－○○○－○○○○
電子メールアドレス	○○○@○○.co.jp			
ＦＡＸ番号				
業種（業務内容）	製造業			
設立年月日	西暦 ○○○○年　○月　○日　※個人事業主の場合は生年月日をご記入ください			
資本金	○○○○　円　※個人事業主の場合は不要です			

（注）他の金融機関でお取引のある場合を含めて、既に利用者番号をお持ちの場合にご記入ください。

■決済口座情報　（複数登録可、該当する口にチェック）

支店名		○○支店			
決済口座①（代表口座）	口座種別	□普通　☑当座	口座番号	○○○○○○○	決済口座印
	（フリガナ）	カブシキガイシャ○○			㊞
	口座名義	株式会社○○			
決済口座②	口座種別	☑普通　□当座	口座番号	○○○○○○○	決済口座印
	（フリガナ）	カブシキガイシャ○○			㊞
	口座名義	株式会社○○			

※決済口座を3口座以上登録する場合は、本申込書と同じものに住所・氏名および決済口座情報をご記入したものを添付してください。

■利用区分　（該当する口にチェック）

信託利用	□利用あり	☑利用なし
指定許可利用	☑発生記録（債務者請求方式） ☑譲渡記録	☑発生記録（債権者請求方式） ☑保証記録
利用特約	☑無（債務者利用有）　□債権者利用限定特約　□保証利用限定特約	
債権者請求方式	☑取扱いあり　□取扱いなし	

■法人インターネットバンキングとのログインID共有化のご利用

☑利用する	□利用しない

※法人インターネットバンキングと同じID、パスワードででんさいサービスをご利用いただけます。
※「利用しない」を選択したお客様については、下記の電子証明書、ログインID（初回含む）をご記入ください。

■電子証明書

利用有無	□利用する（最大利用者数:　人）

■ログインID

第1希望	d－△△△△△△△△
第2希望	d－××××××××

※ログインIDは、先頭に「d－」以降6文字以上12文字以下（半角英数字の混在必須）でご記入ください。第1希望、第2希望ともに使用済の場合は、登録できませんので、別途ご連絡申し上げます。

■初回ログインパスワード

○○○○○○○○

※初回ログインパスワードは、6文字以上12文字以下（半角英数字の混在必須）でご記入ください（ログインIDと同じものは使用できません）。
注：初回ログインパスワードは、初回ログイン時に必ずご変更いただきます。

■受領確認

「業務規程」・「業務規程細則」・「利用規定」を受領いたしました。	㊞	「でんさいネットご利用の際の留意事項について」の説明及び交付を受け、内容を理解いたしました。	㊞

（銀行使用欄）

営業店受付日		検印	本人確認／照合	受付
店番－CIF				
本部送付日				

本部受付日		検印	登録	受領
本部登録日				
利用（適用）開始日				